

## 審議会会議録

会議名称	平成27年度第2回伊達市情報公開・個人情報保護審査会		
議 題	協議事項 行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について		
開催日時	平成28年2月9日（火） 15時00分～15時40分		
場 所	伊達市役所本庁舎2階会議室B		
出席者	出席委員 4名、事務局（総務部）4名		
	所管部課名	総務部職員法制課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	1名
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	

## 1 開会宣言

一欠席委員が1名だが、委員5名中4名の出席となり、伊達市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定されている委員の過半数の出席を満たしていることから会議の成立を報告。

## 2 会長あいさつ

## 3 協議事項

<行政不服審査法の改正に伴う審査会の改組について>

一事務局からの説明：

制定以来52年ぶりに「不服申立制度」を抜本的に改正する「行政不服審査法」が公布され、平成28年4月1日から施行予定。

改正の背景には、「公正性の向上」、「国民の救済手段の充実・拡大」、「使いやすさの向上」があり、その主な改正は「審理員制度の導入」、「審理手続きの充実」、「第三者機関の諮問手続の導入」の3点である。

特に、第三者機関については、市の条例により独自に規定することとなるが、本市では当「伊達市情報公開・個人情報保護審査会」に行政不服審査に係る機能を追加した「伊達市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」の設置を考えている。理由は、不服申立てに係る諮問と情報公開関係の諮問制度が似通っていること、また、現委員は各種知識と経験が豊かであり、バランスが取れた委員配置であることなどである。

具体的には、既設の「情報公開・個人情報保護審査会」が今までの「情報公開・個人情報保護」関係の審議の他に、不服申立てがあったときに「行政不服審査会」の役を担うこととなる。一方、「情報公開・個人情報保護」に係る審査請求があった場合は、今までどおり審理員による審理手続は行わず、従来どおり当審査会にて審理及び裁決を行う。

具体的な審査会条例の改正案は、情報公開・個人情報保護関係の審査機能を維持しつつ、行政不服審査会としての機能を追加するために、その設置目的や所掌事項、会議、調査権限などを規定。

また、行政不服審査法の改正と当審査会条例の改正に伴い、「伊達市情報公開条例」と「伊達市個人情報保護条例」も審査会の名称変更や法改正に伴う文言整理、両条例の整合性を図るための改正を予定。

<委員発言>

委員：今回については、市が方針を決めたことなので、会への「同意」としての協議事項ではないのでは。

事務局：お察しのとおり、ご協力のお願いとなる。議会への提案の前に、審査会にご理解をいただきたいとしてこのような場を設けさせてもらった。

委員：第三者機関の事務について、他の自治体、特に町村などが北海道への委託するなどの話はあるのか。

事務局：今のところ、そのような情報はないが、近隣の自治体では共同設置も話し合っているとも聞いている。

委員：50年以上も経っている制度をなぜ、変えることになったのか。

事務局：制定当初は、役所への不満などについて意見を言う制度がなかったことから作られたが、50年以上経て、より使いやすく、より公平性のあるように制度改正をするようになった。例えば、現行とは異なり、直接処分を行っていない職員による審理や更にその意見を第三者が検討するなど、より納得できる制度にするもの。

委員：もともと、税の不服申立てが多かったことから、税務署内部ではなく、裁判官や税理士など第三者の機関としての審判所ができたことがきっかけと聞いている。今までの内部での判断ではなく、第三者としての判断とすることで、より公平性や透明性を高めるものになるのではないか。

委員：裁判と比べて費用は、どの程度か。

委員：裁判と違って、費用も格段に安いものである。

委員：裁判より安価である不服申立て制度が、今回の改正でより使いやすくなることがわかった。

～全員から了承

#### 4 その他（事務局から）

- (1) マイナンバーに係る情報提供について
- (2) 西いぶり広域連合における行政不服審査の第三者機関への委員の選出について
- (3) 市民活動センターにおける防犯カメラの設置について

#### 5 閉会